

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型](令和 1年 11月度)

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量[規12条の7の3の3イ]

種類	数量(単位)	
廃プラスチック類	0.0000	(t/月)
ゴムくず	0.0000	(t/月)
金属くず	0.0000	(t/月)
ガラスくず及び陶磁器くず	0.0000	(t/月)
がれき類	0.0000	(t/月)
アスベスト含有 ガラス、陶磁器	10.1200	(t/月)
“ がれき	0.0000	(t/月)
“ 他	0.0000	(t/月)
	10.1200	(t/月)

展開検査の実施状況[規12条の7の3の3ハ]

実施回数	4台 4回
展開検査の場所	別紙1の「場内見取図」の通り
安定型産業廃棄物以外の 廃棄物の付着又は混入が 認められた年月日	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回実施)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1(浸透水採水2号)	
採取日	令和1年11月11日	
分析結果が得られた日	令和1年11月15日	
BOD*2		基準値 20mg/l以下
COD*2	8.8mg/l	基準値 40mg/l以下
異常の有無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日 とその内容		

水質検査の実施状況と措置(年1回測定)[規12条の7の3の3ニ及びホ]

採取場所	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1	別紙1の通り*1
採取日	令和1年11月11日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果が得られた日	令和1年11月15日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
分析結果	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3	別紙1「場内見取図」及び 「地下水の計量証明書」綴りの通り*3
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
必要な措置を講じた 年月日とその内容	10月7日採水の井戸から「鉛」が 検出された原因を特定する為、 検出された地下水観測井戸の 管壁、ジョイント、ストレイナー部分を 11月5日に洗浄。そこから一週間後の 11月11日に検査項目を「鉛、PH、電気 伝導率、透視度、浮遊物質量」の5項目 にし、現地で立会し、採水。サンプルを 採取。15日の速報値を環境センターへ。 環境基準値を超過する異常値なし。	11月11日のさらに一週間後の18日に 11日同様の採水・分析、サンプル採取を 実施。22日、分析速報値を入手。 いずれの井戸も環境基準値を超過 する異常値なし。(環境センターへ報告) 結果をうけて、10月の鉛検出の 原因報告を①採水時のトラブルか ②自然由来かは特定しかねるが、 異常値は、一過性のもので廃棄物由来 ではないという主旨の報告書を	11月28日に環境センターに提出。 今後の継続的監視等採水の2~3 週間前に井戸の管内を洗浄し、外的な 阻害要因をなくしつつ、検査項目 を増やして(±透視度、浮遊物質量) 分析をするよう指導頂いた。 尚、原状回復作業を2月末を目途に 完了し、その後、処分場への立ち入り 検査を実施したいとの話があり、今後 原状回復の完了を急ピッチで実施。

施設の点検[規12条の7の3の3ロ]

点検日	場内囲い、擁壁等 令和1年11月11日
異常の有無	有 ・ 無
必要な措置を講じた年月日及び当該措置の内容*4	「場内の原状回復作業の進捗」 場内の砂移動を実施。 地下水検査異常により「安全管理上」10月31日から受入れ、埋立を 休止していましたが、11月29日から再開することになりました。 原状回復作業の続きは、来年2月末を目途に 終了する計画を立案中。(環境センターより指導あり)





施設の残余容量

①先月末の残余容量(m3)	②今月埋立量(m3)	③今月末残余容量;①-② (m3)
5,573(m3)	10.93(m3)	5,562(m3)

*1 処分場の平面図に位置を明示すること。 *2 いずれかを記載すること。 *3 別紙2に記載するか「計量証明書」を添付すること。 *4 異常が認められた場合のみ記入すること。

別紙1:小柳産業(株)最終処分場 見取り図

令和2年版

-  : 残地森林、造成森林及び未埋立地域
-  : 埋立完了地域
-  : 石綿含有物埋立継続地域(埋立済み地域を含む)
-  : 埋立継続地域



 koyanegi
小柳産業株式会社

957-0105
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜字烏川3695-1
小柳産業株式会社 最終処分場
TEL&FAX 0254(41)4148

許可面積 18,178m²
総面積 19,991.17m²

(令和2年3月12日見直し)

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	①		②		③			
		採水場所	5-1号井戸	採水場所	7-1号井戸	採水場所	7-2号井戸	採水場所	
		採水日	令和1年11月11日	採水日	令和1年11月11日	採水日	令和1年11月11日	採水日	
		結果取得日	11月15日	結果取得日	11月15日	結果取得日	11月15日	結果取得日	
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否
1 アルキル水銀	検出されないこと	-		-		-			
2 総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-		-		-			
3 カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-			
4 鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○		
5 六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-			
6 砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-			
7 全シアン	検出されないこと	-		-		-			
8 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-		-		-			
9 トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-			
10 テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-			
11 ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-			
12 四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-			
13 1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-		-		-			
14 1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-		-		-			
15 1・2—ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-		-		-			
16 1・1・1—トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-		-		-			
17 1・1・2—トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-			
18 1・3—ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-			
19 チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-		-		-			
20 シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-		-		-			
21 チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-		-		-			
22 ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-			
23 セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-		-		-			
24 1・4—ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-		-		-			
25 クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-		-		-			

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載

	地下水等検査項目基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ハ、ホ（別表第2）】	①		②		③			
		採水場所	5-1号井戸	採水場所	7-1号井戸	採水場所	7-2号井戸	採水場所	
		採水日	令和1年11月18日	採水日	令和1年11月11日	採水日	令和1年11月11日	採水日	
		結果取得日	11月22日	結果取得日	11月15日	結果取得日	11月15日	結果取得日	
		分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否	分析項目、結果	合否
1	アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-
2	総水銀	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
3	カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
4	鉛	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	0.005未満	○	0.005未満	○	0.005未満	○	-
5	六価クロム	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
6	砒素	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
7	全シアン	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-
8	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	-	-	-	-	-	-
9	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
10	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
11	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
12	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
13	1・2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
14	1・1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
15	1・2-ジクロロエチレン	シス1・2ジクロロエチレン及びトランス1・2ジクロロエチレンの合計量1リットルにつき0.04ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
16	1・1・1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
17	1・1・2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
18	1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
19	チウラム	1リットルにつき0.006ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
20	シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
21	チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
22	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
23	セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
24	1・4-ジオキサン	1リットルにつき0.05ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	1リットルにつき0.002ミリグラム以下	-	-	-	-	-	-	-

	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量基準値 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令【第二条 第2項 第二号 ホ】
生物化学的酸素要求量(BOD)	1リットルにつき20ミリグラム以下
化学的酸素要求量(COD)	1リットルにつき40ミリグラム以下

※「浸透水」化学的酸素要求量(COD)の結果は、毎月「廃棄物処理施設維持管理記録簿」に記載